

砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況

砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年砺波地域消防組合条例第10号）第5条の規定に基づき、砺波地域消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

平成23年4月1日に砺波地域消防組合消防本部が設置され、消防事務の共同処理が開始されたため、数値は4月1日現在となっています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

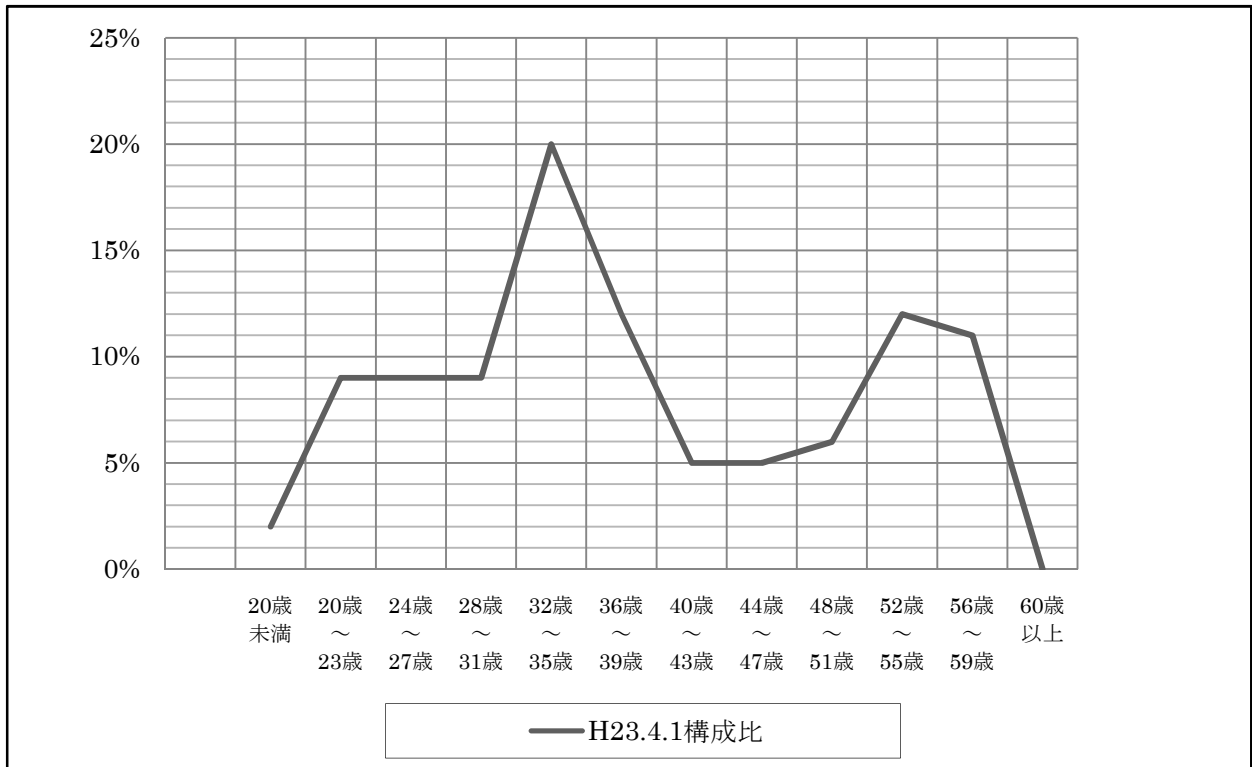
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 （4月1日現在、単位：人）

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
特別 部門 行政	消防	—	187人	—	—
	小計	—	187人	—	—
合計		—	187人 [186]	— [—]	—

(注) 1 職員数は砺波地域消防組合で給与を支給している職員数です。

2 []内は、条例定数です。職員数のうち、2人を富山県へ派遣していますので、定数条例における職員数は185人です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



(平成 23 年 4 月 1 日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 4	人 16	人 16	人 16	人 37	人 22	人 10	人 9	人 12	人 22	人 23	人 0	人 187
構成比	% 2.1	% 8.6	% 8.6	% 8.6	% 19.7	% 11.8	% 5.3	% 4.8	% 6.4	% 11.8	% 12.3	% 0	% 100

2 職員の給与の状況

(1) 給料表の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

①行政職給料表

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号級の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

②公安職給料表

（単位：円）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号級の給料月額	138,300	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100
最高号級の給料月額	329,200	368,200	387,900	405,800	425,700	435,700	455,700

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

①行政職給料表

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
砺波地域消防組合	52.8 歳	404,300 円	501,300 円
富山県	44.1 歳	347,600 円	421,800 円

②公安職給料表

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
砺波地域消防組合	39.3 歳	299,100 円	360,100 円

(注) 1 平均給料月額とは、平成 23 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です
 2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(3) 職員の初任給の状況（平成23年 4 月 1 日現在）

区 分		砺波地域消防組合	富山県
公安職	大学卒	187,500円	—
	高校卒	151,500円	—

(4) 行政職給料表の級別職員数の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	主幹	次長 本部課長 会計課長	消防長	—
職員数	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人	2 人	1 人	4 人
構成比	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	50.0%	25.0%	100.0%

(5) 公安職給料表の級別職員数の状況 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	消防士	消防士長 消防副士長	主任	所長代理 当務長 当務司令 係長 主査	署課長 所長 主幹	署長 本部課長 副署長 会計課長	消防長 次長	—
職員数	34 人	37 人	39 人	36 人	27 人	8 人	2 人	183 人
構成比	18.6%	20.2%	21.3%	19.7%	14.7%	4.4%	1.1%	100.0%

- (注) 1 砺波地域消防組合職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(6) 職員手当の状況

①退職手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

砺波地域消防組合			富山県		
(支給率)	自己都合	(支給率)	自己都合	(支給率)	自己都合
勤続 20 年	23.5 月分	勤続 20 年	23.5 月分	勤続 20 年	23.5 月分
勤続 25 年	33.5 月分	勤続 25 年	33.5 月分	勤続 25 年	33.5 月分
勤続 35 年	47.5 月分	勤続 35 年	47.5 月分	勤続 35 年	47.5 月分
最高限度額	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
				※平成24年3月31日までは、早期勸奨退職特例措置として 3%~30%加算	
				自己都合	勸奨その他
			1 人当たり		
			平均支給額	688 千円	26,694 千円

②特殊勤務手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手当の種類 (手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
救急又は救助の出動業務手当	救急又は救助の出動をする者	救急又は救助業務に出動する場合	1 回 300円
		救急救命士(潜水士)の資格を有する職員が救急(水難救助)業務に出動する場合	1 回 400円

③その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円) ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	同	
住居手当	(1)借家等 ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 (家賃-23,000円)/2+11,000円 (最高限度額27,000円)	同	
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給（全額支給限度 1箇月当たり55,000円） (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,600円～35,000円	異	○国の制度 (1)同じ (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ2,000円～24,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて27,700円～67,100円を支給	異	○国の金額と異なる
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×勤務時間	異	単価算定時の総労働時間 国 : 2,080h 組合 : 2,080h-(休日・
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×勤務時間		年末年始の日数×7.75h)

管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時または緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下の場合 4,000円～8,000円 6時間超の場合 6,000円～12,000円	同	
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 (1)世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 (2)その他の職員月額7,360円	同	

④特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区分		報酬額	
報 酬	管理者	年額 40,000円	
	副管理者	年額 35,000円	
	監査委員	識見を有する者	年額 26,000円
		議員兼任者	年額 14,000円
	議長	年額 30,000円	
	副議長	年額 25,000円	
	議員	年額 20,000円	

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

平成 23 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

① 毎日勤務者

勤務時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5	(7 . 7 5 時間)
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0	(1 . 0 0 時間)

② 隔日勤務者

勤務時間	8 : 3 0 ~ 翌日の 8 : 3 0	(1 5 . 5 時間)
休憩時間	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 1 7 : 1 5 ~ 1 8 : 1 5 仮眠時間等 6 . 5 時間	(8 . 5 時間)

③ 3 部制勤務者

勤務時間及び 休憩時間	当務日は隔日勤務者に同じ 日勤日は毎日勤務者に同じ
----------------	------------------------------

※公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、砺波地域消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分		休暇(休業)期間等 (1年あたり)
年次休暇		20日
特別 休暇	夏季特別休暇	5日以内
	病気休暇	原則90日以内
	介護休暇	6月以内
	産前産後休暇	それぞれ8週間
	育児時間	1日2回それぞれ30分以内
	妻の出産	2日以内
	子の看護休暇	5日以内
	ボランティア休暇	5日以内
育児休業	子が3歳に達するまでの期間	